

議案第70号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）の一
部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピッ
ク競技大会の終了に伴い、職員の派遣先団体から公益財団法人東京オリンピック・パ
ラリンピック競技大会組織委員会を除く必要がある。